

森町地域活性化広場を利用される方へ

※広場を利用される方は、利用するに当たって、次のことを厳守されるようお願いいたします。

(利用者の遵守事項)

1. 許可を受けずに広場内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の提示等を行ってはいけません。
2. 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において飲食し、若しくは喫煙をしてはいけません。
3. 許可を受けずに、雨水調整用の調整池に入ってはいけません。
4. 広場内の無断駐停車は禁止します。なお、止むを得ない事情がある場合は、事前に企画書等により車両の種別や台数について記載のうえ商工労働観光課へ協議願います。
5. 利用後は、1週間以内に来場者数を報告願います。
6. 利用にあたって広場を汚染、損傷、又は滅失しないようお願いします。なお、利用者の故意又は過失による場合は、その損害を賠償し、原状に回復していただきます。
7. 利用後は、広場の清掃をお願いします。なお飲食物の提供を行った場合は、広場内だけでなく周囲の状況も確認願います。
8. 許可を受け、はり紙、はり札、又は広告を表示した場合は、使用後速やかに撤去願います。
9. ゴミ、その他の汚物（残渣）を捨てる等、不衛生な行為をしてはいけません。また、広場内の側溝等へ汚物汚水を流してはいけません。
10. 危険物等は、持ち込まないようお願いします。
11. 音響機器を使用する際は、騒音により周辺的生活環境を損なわないようお願いします。
12. 電気、水道を使用する際は、節電、節水に心がけ必要最小限の使用に努め、飲食物の提供に利用される場合は、飲料水等を準備願います。

※以下の場合、広場の利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消す場合があります。

(利用許可の取消し等)

1. 条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。
2. 緊急により、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
3. 使用許可の目的、又は許可条件に違反したとき。
4. 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

5. 災害、その他公益上、やむを得ない事由が生じたとき。

6. 使用許可を又貸ししたとき。

7. 使用の遵守事項に違反したとき。

※なお、使用の停止、取消し等により、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町はその責めを負うことはありません。